

2016年（平成28年）4月18日号

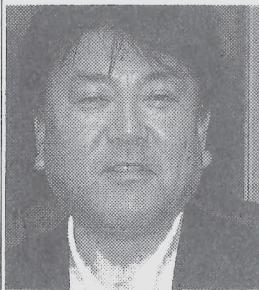
NO.2726 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

# 週刊住宅



CFネッツ初の弁護士社員

世戸孝司

不動産コンサル  
ティングのシー・  
エフ・ネッツ（神  
奈川県鎌倉市）に  
先月入社した。同

社員としては初の弁護士  
だ。同社では他にも税理士や  
不動産鑑定士といった士業者  
の採用を続けており、多方面  
に渡る不動産業務の社内ネット  
ワーク化を図っているが、  
その一躍を担うこととなる。  
1993年に司法試験合  
格。受験を思い立った理由は  
「日本一難しい試験をパスし  
たかったから」。

「お  
か  
な  
い  
よ  
う  
で  
あ  
る  
と  
思  
う  
」  
葉の定義や統一性を意識

ただし当初から弁護士を目指していたわけではなく、大學時代の学部は文学部だった。國家1種試験の合格を目指して、既に司法試験の受験準備をしている話を聞き刺

激を受けて方向転換した。

合格後、司法研修所で一定の法律効果が発生するために必要な「要件事実」を主張、立証するための訓練を徹底して繰り返した。「シー・エフ・ネッツの仕事をこれと同じ。ある効果を発生させるための具体的な事実をどのように証明するかが主旨の業務となる」とかつての経験が役立つていることを語る。

社員からも業務上の相談をよく持ちかけられる。賃料滞納トラブルや不動産売買にお

ける瑕疵担保責任などが主な案件だが、手続きの際の文書の読み方や決まり事の重要性を指摘。「我々は言葉の定義や統一性は必ず意識する」と弁護士の視点からアドバイスしている。

前職の法律事務所時代を含めて法務関連の業務が長く、入社してからは民法と接する機会が多いという。民法以外にも借地借家法や消費者契約法など主に基盤的な法律を扱っているが、「基礎の法律で仕事が出来れば特別法でも一緒。仕事が出来れば特別法でもいい仕事が与えられた」と感想を述べる。

5月22日に新横浜プリンスホテルで開く同社のフェアで無料法律相談を行う。「時間が許せばプライベートなお聞きします」（山口純）